



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

告 示

◇国民健康保険料の収納事務の委託 (第221号).....	1509
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第222号).....	1509
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第223号).....	1509
◇川崎市市民・こども局市民文化室刊 行物の有償頒布業務に係る収納事務 の委託 (第224号).....	1509
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の全部解除 (第225 号)	1509
◇道路区域の変更 (第226号).....	1509
◇自転車等の撤去と保管 (第227号).....	1510
◇学校施設開放使用料の収納事務の委 託 (第228号).....	1510
◇告示の訂正 (第229号).....	1510
◇特定建設作業に伴って発生する騒音 の規制に関する基準を定める件に基 づく静穏の保持を必要とする区域等 として市長が指定する区域の一部の 改正 (第230号).....	1510
◇振動規制法施行規則に基づく静穏の 保持を必要とする区域等として市長 が指定する区域の一部の改正 (第231 号)	1511
◇自転車等の撤去と保管 (第232号).....	1511
◇道路区域の変更 (第233号).....	1511

公 告

◇開発行為に関する工事の完了 (第197 号)	1511
◇開発行為に関する工事の完了 (第198 号)	1512
◇開発行為に関する工事の完了 (第199 号)	1512

◇一般競争入札の執行 (第200号).....	1512
◇一般競争入札の執行 (第201号).....	1513
◇開発行為に関する工事の完了 (第202 号)	1513
◇開発行為に関する工事の完了 (第203 号)	1513
◇開発行為に関する工事の完了 (第204 号)	1514
◇一般競争入札の執行 (第205号).....	1514
◇道路位置の指定 (第206号).....	1515
◇一般競争入札の執行 (第207号).....	1515
◇一般競争入札の執行 (第208号).....	1518
◇開発行為に関する工事の完了 (第209 号)	1519
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第210号).....	1519
◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請 (第211号).....	1519
◇一般競争入札の執行 (第212号).....	1520
◇開発行為に関する工事の完了 (第213 号)	1521
◇開発行為に関する工事の完了 (第214 号)	1521
◇開発行為に関する工事の完了 (第215 号)	1521
◇開発行為に関する工事の完了 (第216 号)	1522
◇農用地利用集積計画の制定 (第217号).....	1522
◇開発行為に関する工事の完了 (第218 号)	1524

公告 (調達)

◇落札者等の公示 (第214号).....	1524
◇落札者等の公示 (第215号).....	1524
◇落札者等の公示 (第216号).....	1524
◇落札者等の公示 (第217号).....	1525
◇一般競争入札の公告 (第218号).....	1525
◇落札者等の公示 (第219号).....	1527
◇落札者等の公示 (第220号).....	1527
◇落札者等の公示 (第221号).....	1527

税公告

◇配当計算書(謄本)の公示送達(第47号)	1528	区告示	◇住民票の写しの無効(川崎区第3号)	1543
◇税公告の訂正(第48号)	1528	区公告	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第53号)	1544
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第49号)	1530	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第54号)	1544	
◇督促状の公示送達(第50号)	1530	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第55号)	1544	
上下水道局告示		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第56号)	1545	
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第8号)	1531	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第57号)	1545	
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第9号)	1532	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第58号)	1546	
上下水道局公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(幸区第21号)	1546	
◇一般競争入札の取消(第27号)	1533	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第22号)	1547	
◇一般競争入札の執行(第28号)	1533	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第19号)	1547	
◇一般競争入札の執行(第29号)	1534	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第20号)	1548	
◇一般競争入札の執行(第30号)	1536	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第21号)	1548	
上下水道局公告(調達)		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第22号)	1549	
◇落札者等の公示(第15号)	1537	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第23号)	1549	
交通局規程		◇国民健康保険料の滞納処分に係る書類の公示送達(中原区第24号)	1549	
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第17号)	1538	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第17号)	1549	
交通局告示		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第18号)	1550	
◇収納取扱金融機関の指定解除(第5号)	1538	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第18号)	1550	
交通局公告		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第19号)	1551	
◇一般競争入札の中止(第43号)	1538	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第20号)	1551	
病院局規程		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第25号)	1552	
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第11号)	1538	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第26号)	1552	
消防局告示		◇住民票の職権消除(多摩区第27号)	1552	
◇指定催しの指定(第2号)	1541	◇印鑑登録の抹消(多摩区第28号)	1552	
教育委員会規則		正 誤		
◇川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則(第9号)	1541	◇第1672号	1553	
教育委員会告示				
◇教育委員会臨時会の招集(第16号)	1541			
◇教育委員会定例会の招集(第17号)	1541			
◇教育委員会定例会の請願審議の追加(第18号)	1541			
監査告示				
◇包括外部監査人の監査に関する事務の補助(第1号)	1542			
監査公表				
◇川崎市職員措置請求に係る措置結果通知(第8号)	1542			
農業委員会告示				
◇川崎市農業委員会総会の開催(第4号)	1543			

告 示

川崎市告示第221号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示します。

平成27年4月16日

川崎市長 福田 紀 彦
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 岩本 敏男

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

川崎市告示第222号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成27年4月16日

川崎市長 福田 紀 彦

1 届出の状況**(1) 個人情報ファイル（新規）**

ア 市 長 1 件

(2) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市 長 1 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第223号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成27年4月16日

川崎市長 福田 紀 彦

1 届出の状況**(1) 目的外利用**

ア 市 長 1 件

(2) 外部提供

ア 市 長 3 件

イ 上下水道事業管理者 1 件

ウ 消 防 長 4 件

エ 選挙管理委員会 4 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第224号

川崎市市民・子ども局市民文化室刊行物の
有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民・子ども局市民文化室刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成27年4月20日

川崎市長 福田 紀 彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区駅前本町12-1 公益財団法人川崎市
文化財団

2 委託する事務の種類

川崎市市民・子ども局市民文化室刊行物の頒布代金
の収納事務

3 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

川崎市告示第225号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の全部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を全部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成27年4月21日

川崎市長 福田 紀 彦

1 指定を解除する区域

平成27年川崎市告示第58号で指定した区域（中原区
下新城一丁目671番1、672番1、672番3の一部）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

川崎市告示第226号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年4月21日から平成27年5月12日まで一般の縦覧に供します。

平成27年 4月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 県 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	東京大師横浜	川崎市川崎区鋼管通 5 丁目58番 2 先 ----- 川崎市川崎区鋼管通 5 丁目58番 2 先	32.00 ～ 38.20	23.85	
新	東京大師横浜	川崎市川崎区鋼管通 4 丁目103番先 ----- 川崎市川崎区鋼管通 4 丁目103番先	32.00	23.85	

川崎市告示第227号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成27年 4月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の

処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第228号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第1項に規定する学校施設開放使用料の収納に関する事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項により、次の者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成27年 4月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 受託者の所在地等

所在地	名 称	代表者名
東京都千代田区 2 番町 8 番地 8	株式会社 セブーン・イレブン・ ジャパン	代表取締役社長 井阪 隆一
東京都豊島区東池 袋三丁目 1 番 1 号	株式会社 ファミリーマート	代表取締役社長 中山 勇
愛知県稲沢市天池 五反田町 1 番地	株式会社 サークルKサンクス	代表取締役社長 竹内 修一

- 2 委託する事務の種類

川崎市立学校の施設の開放に関する規則第10条第1項に規定する学校施設開放使用料の収納事務

- 3 委託期間

平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日

川崎市告示第229号

道路の区域の変更に関する告示及び道路供用開始に関する告示の訂正について

平成27年 2月18日付け川崎市告示第68号及び平成27年 2月18日付け川崎市告示第69号の本文の一部を次のとおり訂正します。

平成27年 4月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

誤

川崎市川崎区菅生 5 丁目

正

川崎市宮前区菅生 5 丁目

川崎市告示第230号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年 4月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制

に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の一部を改正する告示

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域(昭和61年川崎市告示第92号)の一部を次のように改正する。

4に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第231号

振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年4月28日

川崎市長 福田 紀 彦

振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域の一部を改正する告示

振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域(昭和61年川崎市告示第95号)の一部を次のように改正する。

4に次のように加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

川崎市告示第232号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成27年4月28日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第233号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年4月30日から平成27年5月20日まで一般の縦覧に供します。

平成27年4月30日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	池 田 第 4 号 線	川崎市川崎区日進町34番51先 川崎市川崎区池田1丁目2番19先	24.30 ～ 46.00	23.00	
新	池 田 第 4 号 線	川崎市川崎区日進町34番33先 川崎市川崎区池田1丁目2番8先	24.30 ～ 46.00	23.00	

公

告

川崎市公告第197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の

規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 4月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区有馬三丁目27番 4

ほか 3 筆

983平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区青葉台二丁目 6 番地 1 第 6 ケンシュ
ウビル 5 F

株式会社 栄建ハウス

代表取締役 平井 一利

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：7 戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年 6月 9 日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第40号

川崎市公告第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成27年 4月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区上作延字原間谷542番ほか 5 筆

の一部

1,855平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高津区上作延952番地

関口 清

3 予定建築物の用途

児童福祉施設等（老人福祉施設）

計画戸数：1 戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成27年 1月21日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第174号

川崎市公告第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成27年 4月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区枳形 6 丁目4258番 2

1,246平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都世田谷区成城 3－2－12

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻 惣平

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅（10戸）

計画戸数：10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年10月 8 日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第109号

平成27年 3月16日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第204号（変更）

川崎市公告第200号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年 4月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

（案件 1）

競争入札に 付する事項	件 名 平成27年度 登戸土地区画整理事業土地境界測量委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 限 平成28年 3月16日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されて いる者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2097
入札日時等	平成27年 5月19日 14時30分（砂子平沼ビル 7 階入札室）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第201号

平成27年 4月17日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名 教育文化会館清掃業務委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見 2-1-3
	履 行 期 限 平成27年 6月 1日から平成28年 3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」、種目「建築物清掃」で登録されている者 (5) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注する事務室の清掃業務を、1 年以上継続して履行した実績（元請けに限る）を平成22年 4月 1日以降に有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年 5月19日 14時30分（砂子平沼ビル 7 階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 4月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区北見方三丁目137番 1

ほか13筆

1,174平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区南軽井沢 5 番地 1

株式会社 あさひハウジングセンター

代表取締役 高村 明彦

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：14戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年10月24日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第123号

平成26年12月24日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第164号（変更）

川崎市公告第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 4月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区栗谷二丁目5882番1
ほか7筆の一部(第3工区)
1,878平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅(15戸)
計画戸数:15戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年6月17日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第48号
平成26年11月25日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第144号(変更)

川崎市公告第204号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区水沢3丁目2774番1
ほか8筆の一部(第1工区)
1,061平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅(13戸)
計画戸数:13戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年10月20日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第117号
平成27年1月23日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第177号(変更)

川崎市公告第205号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年4月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 緊急物資等輸送用浮栈橋製作その2工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限 平成28年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。 (5) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (8) RC浮栈橋・PC浮栈橋・鋼製浮栈橋・ハイブリッド浮栈橋製作工事のいずれかの完工実績(元請に限る。)を平成12年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年5月27日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第206号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成27年 4月21日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	横浜市瀬谷区相沢 1-4-1 株式会社 真和産業 代表取締役 川口 俊彦
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区平五丁目1158番26 別図参照

幅 員	4.50メートル	延 長	16.67メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第801号		指 定 年月日	平成27年 4月21日

川崎市公告第207号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年 4月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 千代ヶ丘小学校ほか1校昇降機設備工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目9番1号ほか1か所
	履 行 期 限 平成27年10月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者 (5) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成12年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (9) 本工事の入札参加に関する「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 千代ヶ丘小学校ほか1校エレベータ昇降路設置その他工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目9番1号ほか1か所
	履 行 期 限 平成27年10月30日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参 加 資 格	(4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 宮内中学校ほか2校昇降機設備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目13番1号ほか2か所
	履 行 期 限 平成27年10月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者 (5) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成12年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (9) 本工事の入札参加に関する「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月27日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 宮内中学校ほか2校エレベータ昇降路設置その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目13番1号ほか2か所
	履 行 期 限 平成27年10月30日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るとされる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るとされる参加申込者は主任技術者（業種「建築」）でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月29日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 久末小学校校舎改修昇降機設備（新設）工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久末647番地
	履 行 期 限 平成27年10月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者 (5) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績（元請に限る。）を平成12年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (9) 本工事の入札参加に関する「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月20日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 東橘中学校解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市高津区子母口321番地
	履 行 期 限 平成27年12月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (12) 鉄筋コンクリート造で階数4以上かつ延べ面積3,800㎡以上の一棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成12年4月1日以降に有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年6月5日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第208号

平成27年4月24日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 平成27年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その7)
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限 平成27年9月30日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年5月26日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区下作延三丁目941番4
1,141平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員 横浜支店長 徳川 浩一
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：10戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年12月12日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第157号

川崎市公告第210号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 4月9日	特定非営利活動法人 日本がん・生殖医療 学会（現在の名称 は、特定非営利活動 法人日本がん・生殖 医療研究会）	鈴木 直	川崎市宮前区菅 生2丁目16番1 号聖マリアンナ 医科大学内	この法人は、市民、医療利用者、医療関係者、及び医療関係機関に対して、がん・生殖医療に関する調査と研究、医療情報の普及と啓発、及び医療関係者を対象とした教育に係る事業を行うことで、医療機能の向上に寄与し、市民により質の高い医療が提供され、市民の健康増進を図ることを目的とする。
平成27年 4月23日	特定非営利活動法人 障害者自立支援セン タースペースつどい	小山 正義	川崎市幸区小倉 1061番地石井ハ イツ101号室	この法人は、障害者及び社会的弱者といわれている人々に対して、自立生活を支援し、権利擁護を推進する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第211号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成27年4月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 4月13日	特定非営利活動法人 ままじねっと	各務 雅彦	川崎市多摩区南 生田5丁目14番 11号	この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、スポーツの普及、文化振興、地域コミュニティの活性化に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域の活性化を図り、もって各自の個性を尊重する明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

川崎市公告第212号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年 4月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

3 生活環境事業所空調設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜 4丁目11番 9号 ほか 2か所

(3) 履行期間

契約締結日から平成27年11月30日まで

(4) 業務概要

本仕様書は、南部・宮前・多摩生活環境事業所に設置されている空調設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び冷暖房切替え業務の委託内容を示すものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有していること。

(4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されている者。

(5) 平成23年度以降で官公庁において空調・衛生設備保守点検業務の契約実績（業務完了している契約）があること。

(6) 過去10年間、本市において空調・衛生設備の工事実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布について

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格を証する書類及び類似業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。（持参以外は無効となります。）

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配布

配 布 場 所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

配布・提出期間：平成27年4月27日から平成27年5月1日

午前9時から午後4時

(2) 仕様書及び内訳書の配布、一般競争入札参加資格申請書及び類似業務契約実績の提出

配 布 場 所：〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部施設整備課 水岡、佐藤、中野、小山

電話 044-200-2577（直通）、FAX 044-200-3923、E-mail：30sisetu@city.kawasaki.jp

配 布 期 間：平成27年4月27日から平成27年5月1日

午前9時から午後4時

なお、仕様書及び内訳書については、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務契約実績の提出時に、2(5)及び2(6)の参加資格を満たしていることが確認された時に、配布致します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成27年5月11日

(2) 場 所

3(1)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間

平成27年4月27日から平成27年5月1日

(3) 質問受付日

平成27年5月12日 午前9時から午後4時まで

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

(6) 回答方法

平成27年5月14日 全社に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成27年 5月15日 午後1時30分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

- (3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第213号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区細山五丁目378番1

の一部ほか1筆の一部

986平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区土橋二丁目6番地17

株式会社 成建

代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 7戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成27年1月26日

川崎市指令ま建管宅地(イ)第178号

川崎市公告第214号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区千年前田耕地76番

ほか2筆

1,484平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区千年245番地

宮田 敏子

- 3 予定建築物の用途

サービス付高齢者向け住宅

計画戸数: 1戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年2月7日

川崎市指令ま情開発(イ)第161号

川崎市公告第215号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字西耕地3220番1

ほか7筆

1,211平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区野川3225番地

安齊 久男

- 3 予定建築物の用途

老人福祉施設(老人デイサービスセンター並びに老人短期入所施設)

計画戸数: 1戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年 9 月 9 日

川崎市指令ま建管宅地 (イ) 第90号

川崎市公告第216号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 4 月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字中耕地1276番 1

の一部ほか 1 筆の一部

938平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市緑区中山町308番地11

株式会社 ピーアイコーポレーション

代表取締役 折田 浩一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 6 戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成26年12月 8 日

川崎市指令ま建管宅地 (イ) 第154号

川崎市公告第217号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成27年 4 月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名 又は名称	住所	
麻生区黒川 字西谷1589	畑	974	関口眞昭	川崎市高津区末長二丁目16-21	使用借権	ボランティア育成研修会の実施会場として利用	平成27年 5月1日	平成32年 4月30日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1 番地	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第二の1の(5)の②に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な事項（平成22年6月、川崎市）第4-1-13 農用地利用集積計画の取消し等

によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年4月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市南区南加瀬四丁目1859番1
1,154平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社 三栄建築設計
代表取締役 小池 信三
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成27年2月20日
川崎市指令ま建管宅地（イ）第197号

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第214号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎市コンビニ交付システム構築及び運用計画策定等に関する業務委託
- 2 履行期間
平成27年4月6日から平成28年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地
市民・こども局区政推進部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日

平成27年4月6日

5 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 日立製作所 横浜支社

支社長 塚崎 貴之

神奈川県横浜市西区高島町一丁目1番2号（横浜三井ビルディング）

6 契約金額

25,793,500円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札の公告を行った日

平成27年2月25日

川崎市公告（調達）第215号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
川崎駅北口自由通路西側デッキ整備工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年4月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
川崎駅北口自由通路新設・駅改良共同企業体
鉄建建設 株式会社 東京鉄道支店
執行役員支店長 今野 洋次郎
東京都千代田区三崎町2丁目5番3号
- 5 決定金額（消費税及び地方消費税を除く。）
2,250,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第216号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称

平成27年度ネットワーク運用保守業務委託

- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎支店
支店長 坂本 利明
川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額
58,054,930円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第10条第1項2号の規定による。

川崎市公告（調達）第217号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

平成27年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
平成27年度 i D C（インターネット・データ・セン
ター）業務委託（利用システム分）
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎支店
支店長 坂本 利明
川崎市川崎区東田町8番地
- 5 契約金額
85,659,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第10条第1項2号の規定による。

川崎市公告（調達）第218号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 平成27年国勢調査調査書類・用品の
保管、仕分け及び配送等業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市が指定する配送場所及び受注
者が管理する保管場所
 - (3) 履行期間 平成27年7月1日から平成27年9月
30日まで
 - (4) 委託概要 別紙仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2
条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市「平成27・28年度業務委託有資格業者名
簿」の業種「倉庫・運送業務」に登載されているこ
と。なお、有資格名簿に登載のない者は、財政局資
産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を
平成27年5月22日（金）までに行うこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) この業務について確実に履行することができるこ
と。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及
び問い合わせ先
次により一般競争入札参加資格確認申請書を配付し
ます。この入札に参加を希望するものは、所定の一般
競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりま
せん。
 - (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
11階
総合企画局都市経営部統計情報課
担当 小林 廣瀬
電話番号：044-200-2059
F A X：044-200-3799
e-mail：20tokei@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
平成27年5月11日（月）から平成27年5月22日
（金）までとします。
（土日祝日を除き、毎日午前8時30分から正午ま
で及び午後1時から午後5時15分まで）
 - (3) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に
は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付
します。ただし、川崎市「平成27・28年度業務委託有

資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて配信されます。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成27年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において平成27年5月11日(月)から平成27年6月19日(金)まで縦覧に供します。(土日祝日を除き、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

5 競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者に、無償で入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり来庁してください。

(1) 日時

平成27年6月1日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

6 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成27年6月1日(月)から平成27年6月12日(金)までとします。(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールまたはFAXにて送付してください。また、それに加えて電話にて連絡し、当該質問の要旨を説明してください。

(4) 質問に対する回答

入札説明書等の配布を受けた全社に電子メールまたはFAXにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年6月24日(水) 午後2時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎12階 総合企画局会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 日時 平成27年6月22日(月) 必着

イ あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市総合企画局都市経営部統計情報課長
書留郵便により送付してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。

(3) この入札への参加者が2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は3 (1)に同じです。

11 Summary

(1) Nature and Quantity

Service of preparing for 2015 Population Census

(2) Time limit of Tender (direct delivery)

2:00 pm, June 24, 2015

(3) Time limit of Tender (by mail)

June 22, 2015

(4) Contact Office for Notice

KAWASAKI CITY OFFICE

Statistical Information Section Urban Management Department

General Planning Bureau

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,

Kanagawa 210-0005, Japan

phone:+81(0)44-200-2059

川崎市公告(調達)第219号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成27年度電子申請システム運用保守業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務局情報管理部システム管理課

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎9階

3 契約の相手方を決定した日

平成27年3月26日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 日立製作所 横浜支社

支社長 塚崎 貴之

神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

5 契約金額

52,205,850円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第10条第1項第1号の規定による

川崎市公告(調達)第220号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成27年度介護保険制度改正におけるシステム改修業務委託(平成26年度分)

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部企画課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成27年1月23日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社川崎支店

支店長 坂本利明

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル

5 契約金額

49,875,793円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第221号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成27年度介護保険制度改正におけるシステム改修業務委託(平成27年度分)

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部企画課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社川崎支店

支店長 坂本利明

川崎市川崎区東田町8番地パレール三井ビル

- 5 契約金額
42,026,925円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

税 公 告

川崎市税公告第47号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため

送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第266号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第48号

平成27年3月30日付川崎市税公告第42号を次のとおり訂正します。

平成27年4月15日

川崎市長 福田 紀彦

【誤】

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年4月10日	計1件
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年4月10日	計1件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成27年4月10日	計13件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成27年4月10日	計13件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年4月10日	計23件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年4月10日	計645件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分	平成27年4月10日	計2件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9 月 随 時 分	平成27年4月10日	計1件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随時分	平成27年4月10日	計12件
平成26年度 (平成24年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年4月10日	計1件
平成26年度 (平成25年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年4月10日	計1件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年4月10日	計12件
平成26年度	固定資産税 (土地・家屋)	第 3 期 分	平成27年4月10日	計3件

平成26年度 (平成25年度課税分)	市民税(法人)	7 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市民税(法人)	7 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市民税(法人)	1 1 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件

【正】

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成27年 4 月10日	計13件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成27年 4 月10日	計13件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年 4 月10日	計23件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年 4 月10日	計646件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計 2 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1 2 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計12件
平成26年度 (平成24年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度 (平成25年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年 4 月10日	計12件
平成26年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 3 期 分	平成27年 4 月10日	計 3 件
平成26年度 (平成25年度課税分)	市 民 税 (法 人)	7 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
平成26年度	市 民 税 (法 人)	7 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件

平成26年度	市 民 税 (法 人)	1 1 月 分	平成27年 4 月10日	計 1 件
--------	------------------	---------	--------------	-------

(別紙省略)

川崎市税公告第49号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第266号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月23日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第50号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月28日

川崎市長 福田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成25年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 3 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 4 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年 5 月 9 日	計10件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年 5 月 9 日	計41件
平成26年度 (平成25年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9 月 随 時 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9 月 随 時 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	1 月 随 時 分	平成27年 5 月 9 日	計 6 件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2 月 随 時 分	平成27年 5 月 9 日	計10件
平成26年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 3 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 5 件
平成26年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 4 期 分	平成27年 5 月 9 日	計48件
平成26年度	固定資産税 (償却資産)	第 4 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件

平成26年度	市民税（法人）	1 1 月 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件
平成26年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成27年 5 月 9 日	計 1 件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第 8 号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第 9 条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第 1 号の規定により告示します。

平成27年 4 月27 日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指定有効期間

平成27年 5 月 1 日 から

平成32年 4 月30 日 まで

2 指定工事店

指定番号 395

商号又は名称 有限会社田中管工

営業所所在地 相模原市南区下溝2089番地 7

代表者氏名 田中 喜夫

指定番号 396

商号又は名称 アクアテック有限会社

営業所所在地 川崎市中原区宮内二丁目 8 番13- 1 号

代表者氏名 山田 晋也

指定番号 400

商号又は名称 アクアテック株式会社

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和東二丁目 5 番地 18

代表者氏名 石山 健人

指定番号 401

商号又は名称 有限会社港水道工業所

営業所所在地 横浜市鶴見区浜町一丁目 5 番地の 3

代表者氏名 川上 重明

指定番号 404

商号又は名称 有限会社麻生商会

営業所所在地 横浜市泉区和泉町6247番地の 5

代表者氏名 麻生 隆美

指定番号 405

商号又は名称 有限会社栄工業

営業所所在地 神奈川県大和市上和田1071番地18

代表者氏名 浅田 博行

指定番号 407

商号又は名称 有限会社長尾設備

営業所所在地 川崎市多摩区長尾七丁目 3 番 6 -101 号

代表者氏名 新井 洋一

指定番号 600

商号又は名称 株式会社高根設備

営業所所在地 川崎市麻生区王禅寺西五丁目18番 1 号

代表者氏名 高根 克巳

指定番号 601

商号又は名称 有限会社恵設備

営業所所在地 横浜市青葉区あざみ野三丁目 3 番地 あざみ野団地 7 棟304号

代表者氏名 扇喜 恵

指定番号 603

商号又は名称 有限会社富士総業

営業所所在地 川崎市高津区久末534番地 8

代表者氏名 横山 二郎

指定番号 604

商号又は名称 株式会社アサヒ設備

営業所所在地 相模原市中央区矢部三丁目 8 番13号

代表者氏名 芝田 明子

指定番号 605

商号又は名称 木本建興株式会社

営業所所在地 相模原市中央区中央三丁目 3 番15号

代表者氏名 平田 江一

指定番号 606

商号又は名称 有限会社栄進設備工業

営業所所在地 横浜市鶴見区江ヶ崎町19番36号

代表者氏名 渡部 弘海

指定番号 607

商号又は名称 株式会社研空社

営業所所在地 川崎市多摩区宿河原七丁目16番11号

代表者氏名 及川 修

指定番号 608

商号又は名称 有限会社皆川興業

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区常盤台61番55号皆川興業ビル 2 階

代表者氏名 皆川 五百城

指定番号 609

商号又は名称 株式会社根布工業

営業所所在地 神奈川県平塚市御殿二丁目14番26号
 代表者氏名 根布 博之
 指定番号 610
 商号又は名称 有限会社カシワ商会
 営業所所在地 川崎市幸区戸手一丁目6番9号
 代表者氏名 柏木 一郎
 指定番号 611
 商号又は名称 株式会社富士田・総合設備
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区西谷町1285番地
 代表者氏名 富士田 浩
 指定番号 612
 商号又は名称 株式会社百合丘リビング
 営業所所在地 川崎市麻生区百合丘一丁目24番地5
 代表者氏名 植松 實
 指定番号 614
 商号又は名称 合資会社カトウ商事
 営業所所在地 神奈川県厚木市妻田北四丁目2番6号
 代表者氏名 加藤 利夫
 指定番号 615
 商号又は名称 株式会社神和
 営業所所在地 横浜市南区白金町二丁目28番地
 代表者氏名 望月 等
 指定番号 616
 商号又は名称 文化興業株式会社
 営業所所在地 神奈川県横須賀市内川一丁目7番23号
 代表者氏名 鎌田 隆次
 指定番号 618
 商号又は名称 有限会社アクアライフ
 営業所所在地 横浜市港北区日吉六丁目11番16号
 代表者氏名 中里 和由
 指定番号 619
 商号又は名称 株式会社ピーアイコーポレーション
 営業所所在地 横浜市緑区中山町308番地11
 代表者氏名 折田 浩一
 指定番号 620
 商号又は名称 有限会社佐藤工業所
 営業所所在地 横浜市港北区高田東四丁目11番21号
 代表者氏名 佐々木 井佐夫
 指定番号 621
 商号又は名称 三武設備工業株式会社
 営業所所在地 川崎市川崎区小田三丁目12番18号
 代表者氏名 平田 忠大
 指定番号 795
 商号又は名称 株式会社ジョブリアース
 営業所所在地 相模原市中央区上溝三丁目6番35号
 代表者氏名 八木 伸生

指定番号 796
 商号又は名称 橋本工業
 営業所所在地 横浜市都筑区加賀原一丁目8番7号
 大谷テラスA-2
 代表者氏名 橋本 健
 指定番号 798
 商号又は名称 有限会社ミヤビ
 営業所所在地 川崎市宮前区神木本町三丁目6番37号
 代表者氏名 添田 雅幸
 指定番号 799
 商号又は名称 株式会社共信住設
 営業所所在地 横浜市南区八幡町18番地の2
 代表者氏名 浦瀬 利夫

川崎市上下水道局告示第9号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成27年4月27日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指定有効期間

平成27年5月1日から

平成32年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 957

商号又は名称 株式会社航晴社

営業所所在地 横浜市戸塚区名瀬町2170番地

代表者氏名 高田 剛

指定番号 958

商号又は名称 新生設計

営業所所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町210-1
米山ビル201

代表者氏名 岡戸 京子

指定番号 959

商号又は名称 双葉工業株式会社

営業所所在地 横浜市磯子区森三丁目8番地2号

代表者氏名 中元 勇治

指定番号 960

商号又は名称 株式会社YANAGI

営業所所在地 横浜市都筑区東山田町198番地

代表者氏名 シャリフ アミール

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第27号

一般競争入札の取消しについて

平成27年 3 月31日付け川崎市上下水道局公告第21号で
公告した次の工事に係る一般競争入札を取消します。

平成27年 4 月16日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 件名

(案件 1)

鷺沼地区下水枝線第 2 号工事

2 取消し理由

試験掘工の単位数量の記載に誤りがあったため、川
崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札
公告を取消します。

川崎市上下水道局公告第28号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年 4 月21日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

競争入札に 付する事項	件 名	平成27年度上下水道局用地測量委託（単価契約）
	履 行 場 所	川崎市内全域及び本市が指定した場所
	履 行 期 間	契約の日から平成28年 3 月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「測量」、希望種目「測量一般」に登載されていること。 (5) 平成12年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体等が発注した用地測量業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。 (6) 次の配置要件を満たすこと。 ア 本委託業務の履行に、主任技術者として測量士、技術者として測量士又は測量士補を配置できること。 イ 業務責任者及び主任技術者を配置できること（両者の兼任は可）。 ウ 測量班を最大で 2 班（1 班あたり、技術者として測量士 2 名（うち 1 名は測量士補でも可）を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成27年 5 月19日 午後 2 時30分（砂子平沼ビル 7 階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成27年度 長沢浄水場 脱水土運搬処理委託（単価契約）
	履 行 場 所	長沢浄水場から環境局浮島埋立事業所まで ほか 2 件
	履 行 期 間	契約の日から平成28年 3 月31日まで
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。	

参 加 資 格	(4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、希望種目「産業廃棄物収集運搬業」に登録されており、かつ神奈川県産業廃棄物収集運搬業又は川崎市産業廃棄物収集運搬業及び東京都産業廃棄物収集運搬業の「汚泥」の許可を受けていること。 (5) 平成12年4月1日以降に、類似業務の契約実績（元請に限る。）を有すること。 (6) 運搬車として、10トン級（9トン～12トン）のダンプトラックを7台以上登録し、かつ配車することが可能であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成27年5月19日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	上下水道分野の官民連携による国際展開業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1 川崎市上下水道局経営企画課ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、希望種目「その他の調査・測定」に登録されていること。 (4) 国又は地方公共団体に対し水ビジネスの指導、助言等を行う業務の元請としての履行完了実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成27年5月14日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第29号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年4月21日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	野川350mm-100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事
	履 行 場 所	自：高津区千年1227-2番地先 至：宮前区野川819番地先
	履 行 期 間	契約の日から245日間

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調・衛生」、希望種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」に登録されていること。 (6) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	平成27年5月28日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	野川350mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区千年1227-2番地先 至：宮前区野川819番地先
	履 行 期 間	契約の日から255日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登録されていること。 (6) 主観評価項目制度実施要綱第2条第1号イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 (7) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年5月28日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第30号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年 4 月28日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	仮想化統合基盤構築に係る調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町 1 川崎市役所第 2 庁舎 3 階 情報管理課ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成28年 3 月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、希望種目「その他の電算関連業務委託」に登録されていること。 (4) 受託者は、アに掲げる実績を有し、イに掲げる技術者（以下「業務従事者」という。）を配置すること。 ア 本委託業務と同種又は同類の業務を受託した実績を有すること。具体的には次に掲げる実績を全て有すること。 (ア) 平成24年度以降に、国又は地方公共団体の情報化に関する計画・戦略の策定支援を実施した実績を有していること。 (イ) 平成24年度以降に、国又は地方公共団体における情報システムの調達支援を実施した実績を有していること。 (ウ) 平成24年度以降に、国又は地方公共団体における情報システムの監理支援（開発業者とは別に、発注者側の立場から開発の進捗・品質管理などを支援する業務）を実施した実績を有していること。 (エ) 平成24年度以降に、国又は地方公共団体において、情報システムに関する R F I （資料提供招請）、R F C （意見招請）等を実施し、受領した見積りについての内容精査や見積りを提供した事業者に対するヒアリングを実施した実績を有していること。 (オ) 平成24年度以降に、国又は地方公共団体において、仮想化統合基盤構築に関する支援業務や調達支援を実施した実績を有していること。 イ 本委託業務に従事する技術者（以下「業務従事者」という。）について、少なくとも 1 名は次に示す要件を全て満たし、本委託業務を確実に実施可能な者を従事させること。 また、履行期間の途中において業務従事者を交代する場合は、現業務従事者と同等の知識・経験を有する人員を従事させること。 なお、本委託業務を継続的かつ円滑に実施するため、業務従事者については再委託を認めない。 (ア) 国又は地方公共団体において、情報化に関する計画・戦略の策定支援を管理者又は主担当として実施した経験を複数有していること。 (イ) 国又は地方公共団体の情報システムに関する見積りについて、内容精査や見積りを提供した事業者に対するヒアリングを管理者又は主担当として実施した経験を有していること。 (ウ) 国又は地方公共団体の情報システムの調達支援及び監理支援業務を、管理者又は主担当として実施した経験を有していること。 (エ) 国又は地方公共団体において、仮想化統合基盤構築に関する支援業務や調達支援を実施するプロジェクトを業務従事者として、主体的に実施した経験を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成27年 5 月26日 午後 2 時30分（砂子平沼ビル 7 階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 脱水ケーキ運搬業務委託 (単価契約)
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田 1-1-1 生田浄水場
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、希望種目「産業廃棄物収集運搬業」に登録されており、かつ神奈川県産業廃棄物収集運搬業又は川崎市産業廃棄物収集運搬業及び東京都産業廃棄物収集運搬業の「汚泥」の許可を受けていること。 (5) 平成12年4月1日以降に、類似業務の契約実績(元請に限る。)を有すること。 (6) 運搬車として、10トン級(9トン～12トン)のダンプトラックを7台以上登録し、かつ配車することが可能であること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成27年5月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第15号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成27年5月11日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 調達の名称

長沢浄水場ほか1箇所 排水処理施設業務委託(単価契約)

(1) 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 落札者を決定した日

平成27年3月26日

(3) 落札者の氏名及び住所

月島テクノメンテサービス 株式会社 横浜支店

支店長 末吉 和哉

横浜市中区尾上町4丁目47番地

(4) 落札金額

401,100円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 入札の公告を行った日

平成27年2月10日

2 調達の名称

平成27年度 長沢浄水場 脱水土処理(粒状改良土)業務委託(単価契約)

(1) 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 落札者を決定した日

平成27年4月9日

(3) 落札者の氏名及び住所

株式会社 エコ・ファクトリー
代表取締役 有田 一成
東京都稲城市大丸1434番地3

(4) 落札金額

50,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 入札の公告を行った日

平成27年2月25日

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第17号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次の1号を加える。

- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

第15条第1項中「払い戻し」を「払戻し」に、「経過日数」を「残通用日数」に改める。

第16条中「5円」を「、5円」に改め、「2捨3入」の次に「又は7捨8入」を加える。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第5号

収納取扱金融機関の指定解除について

次の金融機関は、平成27年3月31日をもって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき収納取扱金融機関の指定を解除することとなったため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成27年4月22日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

金 融 機 関 の 名 称	取 扱 店 舗
三井住友信託銀行	本店又は支店
商工組合中央金庫	本店又は支店
静岡中央銀行	本店又は支店
みずほ信託銀行	本店又は支店
三菱UFJ信託銀行	本店又は支店
セレサ川崎農業協同組合	本店又は支店
神奈川銀行	本店又は支店
東日本銀行	本店又は支店
世田谷信用金庫	本店又は支店
城南信用金庫	本店又は支店
芝信用金庫	本店又は支店
さわやか信用金庫	本店又は支店
りそな銀行	本店又は支店
八千代銀行	本店又は支店
みずほ銀行	本店又は支店
横浜信用金庫	本店又は支店
東京スター銀行	本店又は支店

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年4月8日付け川崎市交通局公告第42号で公告した次の物件に係る一般競争入札を中止します。

平成27年4月17日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

1 件名

ノートパソコン（6台）賃貸借保守

2 中止理由

仕様書の記載に一部誤りがあったため、川崎市交通局契約規程第19条の規定に基づき入札を中止します。

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年4月30日

川崎市病院局事業管理者 堀内 行雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規程の一部を改正する規程
川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する規程（平成17年川崎市病院局規程第15号）の一部を
次のように改正する。

別表第1中

「

井 田 病 院	薬剤師、臨床 検査技師及び 診療放射線技 師	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 (1) 8：00～16：30 (2) 16：30～翌日の 1：00 (3) 8：30～翌日の 1：00	1 日勤 勤務時間の途中に において45分 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中 において45分 (2) 勤務時間の途中 において45分 (3) 勤務時間の途中 において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中にお いて15分ずつ2回	4週間を通 じ8日
	看護師長	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 (1) 16：30～翌日の 1：00 (2) 0：30～9：00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中にお いて15分	4週間を通 じ8日
	看護師（病棟 （透析室を除 く。）勤務）	38時間45分（病院長）	交替勤務 (1) 7：00～15：30 (2) 8：30～17：00 (3) 12：00～20：30 (4) 16：30～翌日の 1：00 (5) 0：30～9：00 (6) 16：30～翌日の 9：30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中に において45分 (2) 勤務時間の途中に において45分 (3) 勤務時間の途中に において45分 (4) 勤務時間の途中に において45分 (5) 勤務時間の途中に において45分 (6) 勤務時間の途中に において1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中におい て15分 (6) 勤務時間中におい て15分ずつ2回	4週間を通 じ8日
	看護師（透析 室勤務）	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 (1) 7：30～16：00 (2) 12：00～20：30	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び 4週間を通 じ4日
	看護師（外来 勤務）	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 (1) 12：30～21：00 (2) 16：30～翌日の 1：00 (3) 0：30～9：00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中にお いて15分	4週間を通 じ8日
	臨床工学技士	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 (1) 7：30～16：00 (2) 12：00～20：30	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び 4週間を通 じ4日
	在宅医療及び 医療相談の業 務に従事する 職員（医師を 除く。）	38時間45分（病院長）	1 日勤 8：30～17：00 2 変則勤務 12：30～21：00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 なし	日曜日及び 土曜日

」

を

「

井田病院	医師	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 8:30～翌日の 1:00	1 日勤 勤務時間の途中に おいて45分 2 変則勤務 勤務時間の途中に おいて1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 勤務時間中におい て15分ずつ2回	4週間を通 じ8日
	薬剤師、臨床 検査技師及び 診療放射線技 師	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 8:00～16:30 (2) 16:30～翌日の 1:00 (3) 8:30～翌日の 1:00	1 日勤 勤務時間の途中に おいて45分 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中 において45分 (2) 勤務時間の途中 において45分 (3) 勤務時間の途中 において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中にお いて15分ずつ2回	4週間を通 じ8日
	看護師長	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 16:30～翌日の 1:00 (2) 0:30～9:00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中にお いて15分	4週間を通 じ8日
	看護師(病棟 (透析室を除 く。)勤務)	38時間45分(病院長)	交替勤務 (1) 7:00～15:30 (2) 8:30～17:00 (3) 12:00～20:30 (4) 16:30～翌日の 1:00 (5) 0:30～9:00 (6) 16:30～翌日の 9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中に おいて45分 (2) 勤務時間の途中に おいて45分 (3) 勤務時間の途中に おいて45分 (4) 勤務時間の途中に おいて45分 (5) 勤務時間の途中に おいて45分 (6) 勤務時間の途中に おいて1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中におい て15分 (6) 勤務時間中におい て15分ずつ2回	4週間を通 じ8日
	看護師(透析 室勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 7:30～16:00 (2) 12:00～20:30	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び 4週間を通 じ4日
	看護師(外来 勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 12:30～21:00 (2) 16:30～翌日の 1:00 (3) 0:30～9:00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中にお いて15分	4週間を通 じ8日
	臨床工学技士	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 (1) 7:30～16:00 (2) 12:00～20:30	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び 4週間を通 じ4日
	在宅医療及び 医療相談の業 務に従事する 職員(医師を 除く。)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:00 2 変則勤務 12:30～21:00	勤務時間の途中におい て45分	1 日勤 なし 2 変則勤務 なし	日曜日及び 土曜日

」

に改める。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

消 防 局 告 示

川崎市消防局告示第2号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）第57条の3に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次のとおりとする。

平成27年4月30日

川崎市消防長 南 部 浩 一

市内において、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上の催しとして計画されているもの

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第9号

川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成27年4月28日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 川崎市少年自然の家運営協議会規則（平成12年川崎市教育委員会規則第2号）
- (2) 川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会規則（平成3年川崎市教育委員会規則第2号）
- (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会規則（平成21年川崎市教育委員会規則第12号）

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第16号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成27年4月17日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

1 日 時 平成27年4月20日（月）14：00から

2 場 所 川崎市役所第4庁舎 第7会議室

3 議 事

議案第5号 川崎市少年自然の家運営協議会規則等を廃止する規則の制定について

議案第6号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第17号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成27年4月22日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

1 日 時 平成27年4月28日（火）14：00から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 議 事

議案第7号 平成28年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

議案第8号 平成28年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第9号 川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定について

議案第10号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

4 請願審議

請願第14号 2016年度使用教科書の採択に関し、改（平成26年度）訂「地教行法」の趣旨を踏まえての採択手順で採択を求める請願書について

請願第15号 2016年度使用教科書の採択に関し、「地（平成26年度）域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書について

5 その他報告等

川崎市教育委員会告示第18号

川崎市教育委員会定例会の請願審議を次のとおり追加します。

平成27年4月24日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

1 日 時 平成27年4月28日（火）14：00から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 追加する請願審議

請願第1号 教科書の第1採択地区における教科書展示場についての請願書について

監 査 告 示

川崎市監査告示第 1 号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人青山伸一の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成27年 4月27日

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 奥 宮 京 子
同 菅 原 進
同 宮 原 春 夫

氏 名	住 所	補助させる期間
石村 英雄	東京都大田区久が原四丁目29番 1 号 ダイヤハイツ久が原301号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
加藤 聡	東京都世田谷区喜多見 9 丁目24番49－111号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
木下 哲	東京都荒川区荒川 1 丁目 7 番 6 号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
作本 遠	東京都江東区大島 1 丁目 8 番23－1003号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
谷川 淳	東京都中野区新井 1 丁目 3 番15－805号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
山口 剛史	東京都文京区本郷 5 丁目 8 番 3 －605号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
山崎 愛子	東京都目黒区自由が丘 2 丁目 4 番 8 号	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで
宮本 和之	東京都日野市大字上田 255番地の13	平成27年 4月30日から平成28年 3月31日まで

監 査 公 表

27川監公第 8 号

平成27年 4月27日

川崎市職員措置請求に係る措置結果通知
について（公表）

川崎市職員措置請求に係る勧告（平成26年 9月 9日付け26川監第353号）について、川崎市長及び川崎市教育委員会委員長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 9 項の規定に基づく措置結果の通知がありまし

たので、同条同項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 奥 宮 京 子
同 菅 原 進
同 宮 原 春 夫

27川総行革第20号

平成27年 4月23日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に基づき措置について（通知）

平成26年 9月 9日付け26川監第353号で通知のありました勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 9 項の規定により、次のとおり措置を講じましたので通知します。

川崎市職員措置請求に係る監査の結果に対する措置状況

1 公文書館、看護短期大学、計量検査所及び競輪選手宿舎の機械警備委託について

〔勧告の要旨〕

平成27年度以降の契約に当たっては、1 者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

〔措置内容〕

平成27年度の契約に当たっては、法令及び市の規則等に基づき、より適切な契約方法を検討した結果、公文書館及び競輪選手宿舎の機械警備委託については、一般競争入札を実施し、公文書館については総合警備保障株式会社と 5 年間で契約金額58万3,200円の長期継続契約を、競輪選手宿舎については、京浜警備保障株式会社と 5 年間で契約金額90万720円の長期継続契約を締結しました。

また、看護短期大学及び計量検査所の機械警備委託については、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 1 号の規定による随意契約を、川崎市契約規則第26条第 1 項の規定に基づき 3 者の見積合せを実施し、看護短期大学については、セコム株式会社と 5 年間で契約金額47万3,040円の長期継続契約を、計量検査所については、同じくセコム株式会社と単年度で契約金額10万1,088円の契約を締結しました。

（総務局、経済労働局、健康福祉局）

2 御幸老人いこいの家に関わる機械警備委託について 〔勧告の要旨〕

平成27年度について、御幸日中活動センターの指定管理者に対し、御幸老人いこいの家に関わる契約を御幸日中活動センターの契約に統合するよう指示されるとともに、御幸日中活動センターの仕様書に基づいた面積案分による費用負担を行うこととされたい。

〔措置内容〕

御幸日中活動センターの指定管理者である社会福祉法人県央福祉会と協議し、平成27年度から御幸老人いこいの家に係る機械警備委託契約を社会福祉法人県央福祉会が一括して行い、御幸日中活動センターと御幸老人いこいの家との面積案分割合に応じた費用負担を行うこととしました。

(健康福祉局)

27川教庶第82号

平成27年4月23日

川崎市監査委員 村 田 恭 輔 様

同 奥 宮 京 子 様

同 菅 原 進 様

同 宮 原 春 夫 様

川崎市教育委員会委員長 峪 正 人

監査の結果の報告に基づく措置について
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、平成26年9月9日付け26川監第353号で提出のありました監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 勧告の要旨

ゆうゆう広場たかつの機械警備委託について、今一度、効果的な施設の機械警備のあり方を検証した上で、平成27年度以降の契約に当たっては、1者による特命随意契約とすることなく、法令及び市の規則等を踏まえ競争性のある契約方法に変更されたい。

2 措置内容

上記勧告については、「ゆうゆう広場たかつ」が、指定管理者が管理を行う「みぞのくち保育園」と同一建物内にあることから、両施設の安全性確保や効率的・効果的で競争性のある契約方法について、「みぞのくち保育園」の指定管理者と協議を行いました。

その結果、平成27年度の機械警備委託については、「ゆうゆう広場たかつ」及び「みぞのくち保育園」の建物一体について教育委員会事務局が一括で契約し、「みぞのくち保育園」の指定管理者が契約金額の2分の1を負担する協定を、当該指定管理者と締結するこ

としました。その上で、平成27年3月に競争性の高い契約方法である指名競争入札を実施し、同年4月1日付けで総合警備保障株式会社川崎支社と契約金額155,520円にて契約いたしました。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第4号

第10回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成27年4月20日

川崎市農業委員会

会長 長 瀬 和 徳

1 日 時

平成27年4月24日(金) 午後2時00分

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 農用地利用集積計画の決定について
- (2) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (3) 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)について
- (4) 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- (5) 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- (6) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 農地造成工事施行に係る承認願について
- (10) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (11) 平成28年度県農林業施策及び予算に関する建議について(素案)
- (12) 平成27年度川崎市農業施策に関する建議について(回答)
- (13) その他

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第3号

平成27年3月11日の転入届が虚偽であったので、次の住民票の写しはその交付日をもって無効とします。

平成27年4月16日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

1 該当者

住 所 川崎市川崎区東田町10番地22
ロリエタワー川崎 1008

氏 名 宮田 晋作

2 無効とする住民票の写し

交付年月日 交付通数
平成27年3月11日 2通

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により

生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他判決を経ないことにつき正当な理由はあるときは、判決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第53号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	介 護 保 険 料	第 1 1 期	平成27年5月1日	4 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第54号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年5月1日	計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第55号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

付します。

平成27年4月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成27年 5 月 1 日 (第 2 期分)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成27年 5 月 1 日 (第 3 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成27年 5 月 1 日 (第 4 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成27年 5 月 1 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成27年 5 月 1 日 (第 6 期分)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成27年 5 月 1 日 (第 7 期分)	計 6 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 5 月 1 日 (第 8 期分)	計13件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計15件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日 (第10期分)	計92件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 1 2 月	平成27年 5 月 1 日 (過年12月分)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第56号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計 9 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第57号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計 5 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日 (第10期分)	計55件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成27年 5 月 1 日 (第 4 期)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	1 0 月 随 時	平成27年 5 月 1 日 (10月随時)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成27年 5 月 1 日 (第 5 期)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成27年 5 月 1 日 (第 6 期)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成27年 5 月 1 日 (第 7 期)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 5 月 1 日 (第 8 期)	計 3 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期)	計 5 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日 (第10期)	計28件

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第21号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日	計 8 件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第22号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成27年 5 月 1 日	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成27年 5 月 1 日	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 5 月 1 日	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日	計 6 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 2 月	平成27年 5 月 1 日	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日	計67件

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第19号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 1 日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	4 月 第 1 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第20号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2

の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月10日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期 以 降		計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期 以 降		計 3 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期		計 3 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 4 月		計 1 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第21号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4 期	平成27年 5 月 1 日 (第 4 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5 期	平成27年 5 月 1 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6 期	平成27年 5 月 1 日 (第 6 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成27年 5 月 1 日 (第 7 期分)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 5 月 1 日 (第 8 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計13件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日 (第10期分)	計67件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第22号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成26年度	介 護 保 険 料	第 1 1 期		計1件
平成26年度	介 護 保 険 料	第 1 2 期		計5件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第23号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年4月30日 (第9期分)	計19件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第24号

次の国民健康保険料の滞納処分に係る書類を別紙の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月21日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

国民健康保険の滞納処分に係る書類
【文書番号26川中陰第14-400号】差押調書（謄本）

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第17号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市高津区長 土方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計 5 件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第18号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市高津区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国民健康保険料	5 期	平成27年 5 月 1 日 (第 5 期分)	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	7 期	平成27年 5 月 1 日 (第 7 期分)	計 2 件
平成26年度	国民健康保険料	8 期	平成27年 5 月 1 日 (第 8 期分)	計 4 件
平成26年度	国民健康保険料	9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計15件
平成26年度	国民健康保険料	10期	平成27年 5 月 1 日 (第10期分)	計118件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第18号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 1 日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	4 月 第 1 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第19号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の

規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月10日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成26年度	国民健康保険料	第 8 期 以 降		計 1 件
平成27年度	国民健康保険料	第 7 期 以 降		計 2 件
平成27年度	国民健康保険料	第 9 期 以 降		計 2 件
平成27年度	国民健康保険料	第 1 0 期		計 7 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第20号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律

第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年4月20日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国民健康保険料	第 3 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 4 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 5 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 6 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 7 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 8 期	平成27年5月1日	計 1 件
平成26年度	国民健康保険料	第 9 期	平成27年5月1日	計 2 件
平成26年度	国民健康保険料	第 1 0 期	平成27年5月1日	計22件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第25号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保

険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期	平成27年 5 月 1 日 (第 7 期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 5 月 1 日 (第 8 期分)	計 3 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 5 月 1 日 (第 9 期分)	計 4 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 5 月 1 日 (第10期分)	計46件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第26号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 4 月 20 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

(別紙省略)

の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第27号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成27年 4 月 30 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分

川崎市多摩区公告第28号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年 4 月 30 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

正 誤

川崎市公報第1,672号（平成27年4月10日発行）1076ページ川崎市告示第133号中

「

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
1	小 田 栄 第13号線	川崎区小田栄2丁目 3番24先 川崎区小田栄2丁目 1番1先			
2	港 町 第12号線	川崎区港町1番13先 川崎区港町1番3先			
3	東古市場 第24号線	幸区東古市場62番23 先 幸区東古市場62番29 先			
4	久 末 第264号線	高津区久末2025番3 先 高津区久末2025番7 先			
5	馬 絹 第190号線	宮前区馬絹1238番26 先 宮前区馬絹1238番5 先			
6	菅 生 第824号線	宮前区菅生5丁目 1161番1先 宮前区菅生5丁目 1169番5先			
7	菅生ヶ丘 第7号線	宮前区菅生ヶ丘2171 番54先 宮前区菅生ヶ丘2171 番37先			
8	菅生ヶ丘 第8号線	宮前区菅生ヶ丘2171 番46先 宮前区菅生ヶ丘2171 番45先			
9	東 有 馬 第2号線	宮前区東有馬1丁目 2340番67先 宮前区東有馬1丁目 2340番5先			
10	宿 河 原 第291号線	多摩区宿河原2丁目 385番先 多摩区宿河原2丁目 378番1先			

11	長 尾 第172号線	多摩区長尾3丁目 1201番1先 多摩区長尾3丁目 1198番5先			
12	岡 上 第170号線	麻生区岡上1459番7 先 麻生区岡上1459番13 先			
13	岡 上 第171号線	麻生区岡上1462番94 先 麻生区岡上1458番8 先			
14	岡 上 第172号線	麻生区岡上1番1先 麻生区岡上273番1 先			
15	片 平 第338号線	麻生区片平6丁目3 番32先 麻生区片平6丁目3 番36先			
16	片 平 第339号線	麻生区片平6丁目3 番40先 麻生区片平6丁目3 番21先			
17	白 鳥 第83号線	麻生区白鳥4丁目 398番14先 麻生区白鳥4丁目 398番11先			

」

は

「

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
1	小 田 栄 第13号線	川崎区小田栄2丁目 3番24先 川崎区小田栄2丁目 1番1先	12.00	355.65	
2	港 町 第12号線	川崎区港町1番13先 川崎区港町1番3先	7.05 ～ 7.35	372.88	
3	東古市場 第24号線	幸区東古市場62番23 先 幸区東古市場62番29 先	4.50	34.21	
4	久 末 第264号線	高津区久末2025番3 先 高津区久末2025番7 先	4.50	26.10	
5	馬 絹 第190号線	宮前区馬絹1238番26 先 宮前区馬絹1238番5 先	5.00	40.81	
6	菅 生 第824号線	宮前区菅生5丁目 1161番1先 宮前区菅生5丁目 1169番5先	6.00	58.43	

7	菅生ヶ丘 第7号線	宮前区菅生ヶ丘2171番54先 宮前区菅生ヶ丘2171番37先	6.00	80.77	
8	菅生ヶ丘 第8号線	宮前区菅生ヶ丘2171番46先 宮前区菅生ヶ丘2171番45先	4.50	20.11	
9	東有馬 第2号線	宮前区東有馬1丁目2340番67先 宮前区東有馬1丁目2340番5先	4.50	25.19	
10	宿河原 第291号線	多摩区宿河原2丁目385番先 多摩区宿河原2丁目378番1先	2.42	24.50	
11	長尾 第172号線	多摩区長尾3丁目1201番1先 多摩区長尾3丁目1198番5先	4.50	34.67	
12	岡上 第170号線	麻生区岡上1459番7先 麻生区岡上1459番13先	4.47 ～ 4.51	25.82	
13	岡上 第171号線	麻生区岡上1462番94先 麻生区岡上1458番8先	3.44 ～ 4.47	135.70	
14	岡上 第172号線	麻生区岡上1番1先 麻生区岡上273番1先	5.00	34.78	
15	片平 第338号線	麻生区片平6丁目3番32先 麻生区片平6丁目3番36先	5.00	32.85	
16	片平 第339号線	麻生区片平6丁目3番40先 麻生区片平6丁目3番21先	6.00	94.44	
17	白鳥 第83号線	麻生区白鳥4丁目398番14先 麻生区白鳥4丁目398番11先	5.00	33.00	

の誤り